

大阪府立高等学校等体育施設(運動場・体育館)開放使用者心得

開放施設の使用を認められた団体は、次の事項を守らねばなりません。
この使用者心得に違反した場合は使用を禁止させることがあります。

1. 使用団体の責任者は、使用許可時間中、該当団体の指導監督に当たること。
2. 入退校は原則として集団行動をとること。
3. 常に善良なる使用者としての注意と責任をもって使用すること。
4. 使用目的以外に使用しないこと。
5. 運動用具、石灰等消耗品などは各自持参すること。
6. 許可された使用時間を厳守すること。
7. 常に安全に注意しながら使用すること。なお、予期しない災害、事故が考えられるのでスポーツ傷害保険等に加入するなど事故に備えておくこと。
8. 指定された場所以外に立ち入らないこと。
9. 便所・手・足洗い場の使用に当たっては、清潔と美化に努めること。
10. 開放校及び周辺民家・工場等の施設及び設備を破損した場合は、直ちに原形に復すか弁償するとともに、関係機関に報告すること。
11. 使用時における傷害や疾病については、当該団体の責任において処理すること。
12. 校内は全面禁煙につき、喫煙をしないこと。
13. 校内での飲酒や酒気を帯びての使用をしないこと。
14. 自動車及び自転車の乗り入れは、定められた場所以外にはしないこと。
15. 校内への危険物の持ち込みをしないこと。
16. 使用に際して生じたゴミ等は、学校に残すことなく各自で持ち帰ること。
17. 周辺に迷惑をかけるような不必要な音声は慎むこと。
18. 使用した施設等の後片付け及び清掃を確実に行うこと。
19. 運動場においては、雨天等でグラウンドが軟弱な場合は使用しないこと。
20. 各学校における使用者留意事項を遵守すること。
21. その他、関係機関の指示する事項に従うこと。